

水道料金等漏水減免申請書

申請書提出日（ 年 月 日）

野洲市長 様

申請者（料金納入者）

住 所

氏 名

電 話

水道料金等の減免について、野洲市水道事業給水条例施行規程第30条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | | |
|----------|-----------------------|-------|-------|
| 給水装置の所在地 | 野洲市 | | |
| 漏水箇所 | 埋設部（ ① 地中 ② 壁中 ③ 床下 ） | | |
| | 上記以外で発見困難な箇所（詳細 ） | | |
| 原因・修理内容 | | | |
| 修理開始日 | 年 月 日 | 修理完了日 | 年 月 日 |
| 下水道使用の有無 | ① 有 ② 無 | | |

※1 減額が決定した場合、原則、最大2期分（4ヶ月）に限り、料金の一部を減額します。

※2 減額の決定通知は、修理後の使用水量を確認してから行いますので、5ヶ月から6ヶ月後になる場合があります。

※3 野洲市水道事業給水条例第7条の規定により、修理は野洲市指定工事店に限られます。

※4 別途、修理箇所の現場写真（修理前、修理後）を添付してください。

野洲市指定給水装置工事事業者

施工業者名

所在地

電話番号

（注意）

裏面を必ずご確認ください。

(裏 面)

(水道料金等減免対象事項)

- 1 地下漏水、床下漏水等発見の困難な場所での漏水であり、かつ、不可抗力の事由に起因するとき。
- 2 特殊な原因による漏水で、市長が特に必要があると認めたとき。

(水道料金等減免対象外事項)

以下の場合、水道料金等の減免対象外となりますので、申請時に確認してください。

- 1 漏水の属する期の使用水量が、正常な期の100分の120未満であるとき。
- 2 給水装置工事施工後1年以内であり、かつ、施工上の瑕疵により漏水したとき。
- 3 水道使用者等の故意又は過失による原因で漏水したとき。
- 4 温水ボイラーや湯沸し器等、附属給水器具等の故障によるとき。
※但し下水道に流入していない場合は、下水道使用料については、減免対象とする。
- 5 給水装置の無届け又は造成工事等で漏水したとき。
- 6 条例第7条に定める市長が指定した指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工又は修理を行っていないとき。
- 7 給水装置が野洲市水道事業給水条例施行規程第3条及び第4条に定める構造、材質及び材料に適合していないとき。
- 8 漏水が明らかであるにもかかわらず、水道の使用者等が放置して修理を行なわなかったとき。
- 9 過去2年以内に漏水による減額の適用を受けた場合。